

参考資料 1

厚生労働省
平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
「障害者虐待の未然防止等に関する研究事業」

「障害児入所施設に入所する児童に関する問題等」の
アンケート調査結果報告書

平成 31 (2019) 年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所

目 次

I	調査実施概要	1
II	調査結果（本調査（体制・取組））	2
1.	管轄内の障害児入所施設について（平成30年3月1日現在）	2
（1）	福祉型障害児入所施設の状況	2
（2）	医療型障害児入所施設の状況	3
2.	障害児支援担当部署における児童間で発生する各種問題等を把握できる仕組み等	4
3.	平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況等	5
（1）	平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況	5
（2）	平成29年度に児童間で発生した各種問題に関わった事案件数・児童数（加害児童、被害児童）	6
（3）	平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況等（問題別整理）	6
4.	児童間で発生する各種問題等に関して障害児支援担当部署で行っている予防等の取組	8
5.	「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について（通知）」に基づいて行った新たな取組	9
III	調査結果（児童間で発生する性的な問題）	10
1.	回答自治体数・回答事例数	10
2.	通告・相談入手経路	10
3.	当該事例が起きた施設	11
4.	被害児童に関する情報	11
5.	加害児童に関する情報	14
6.	児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応	16
7.	児童間で発生する性的な問題に関して事例回答自治体が感じている課題	18
8.	クロス集計（参考）	19
9.	本調査結果のまとめ	21
III	参考資料	23
（1）	「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について（平成30年4月27日）」	23
（2）	調査票	26

I 調査実施概要

1. 調査実施目的

児童養護施設等における子どもの権利擁護、とりわけ子どもへの虐待防止については、児童福祉法上における規定（第33条の10、第33条の11）に加え、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月）の周知・活用や、被措置児童等虐待届出等運用・公表（平成21年～）により、施設内における職員から児童への虐待等の実態把握および調査等を行う仕組みが整えられている。一方、児童養護施設等において子ども間で生じる問題に関しては、実態を把握する仕組みがないのが現状である。

こうしたなか、平成30年4月、児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案に関する報道がなされた後、厚生労働省から「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」の発出がなされた（平成30年4月27日、厚生労働省、「Ⅲ 参考資料」（p.23））。

本事業では、児童養護施設等の中でも障害児入所施設に入所する児童に焦点を当て、今後の取組方針を検討することを目的に、当施設に入所する児童間で発生する問題等に関する実態把握を目的とした調査を実施する。

2. 調査対象

全国の都道府県、政令市、児童相談所設置市（69）

3. 調査実施時期

平成30年12月～平成31年1月

4. 調査方法

メールによる調査票の配布・回収（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室）

5. 回収状況

100%回収

II 調査結果（本調査（体制・取組））

1. 管轄内の障害児入所施設について（平成30年3月1日現在）

（1）福祉型障害児入所施設の状況

①施設設置自治体数

福祉型障害児入所施設の設置状況は以下の通り。

福祉型障害児入所施設の設置状況（平成30年3月1日現在）：施設設置自治体の数（単数回答）

	福祉型障害児入所施設											
	知的障害児入所施設			自閉症児施設			盲ろうあ施設			肢体不自由児施設		
	設置	未設置	設置率	設置	未設置	設置率	設置	未設置	設置率	設置	未設置	設置率
都道府県(n=47)	47	0	100%	2	45	4%	6	41	13%	6	41	13%
政令市(n=20)	17	3	85%	1	19	5%	5	15	25%	2	18	10%
児相設置市(n=2)	2	0	100%	0	2	0%	0	2	0%	0	2	0%

※一部の自治体で障害児・障害者併設の施設がある。

②施設数・定員数・入所児童数

福祉型障害児入所施設の施設数・定員数・入所児童数は以下の通り。

福祉型障害児入所施設の施設数・定員数・入所児童数（平成30年3月1日現在）（単数回答）

	福祉型障害児入所施設											
	知的障害児入所施設			自閉症児施設			盲ろうあ施設			肢体不自由児施設		
	施設数	定員数	入所児童数	施設数	定員数	入所児童数	施設数	定員数	入所児童数	施設数	定員数	入所児童数
都道府県(n=47)	198	6,921	4,513	2	35	23	6	166	79	7	217	155
政令市(n=20)	37	1,669	1,245	1	27	0	6	152	135	2	130	0
児相設置市(n=2)	3	96	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※障害児・障害者併設施設については、障害者の定員も含んでいるのに対し、入所児童数は児童の数だけである。

(2) 医療型障害児入所施設の状況

①施設設置自治体数

医療型障害児入所施設の設置状況は以下の通り。

医療型障害児入所施設の設置状況（平成30年3月1日現在）：施設設置自治体の数（単数回答）

	医療型障害児入所施設								
	重症心身障害児施設			肢体不自由児施設			自閉症児施設		
	設置	未設置	設置率	設置	未設置	設置率	設置	未設置	設置率
都道府県(n=47)	45	2	96%	28	19	60%	2	45	4%
政令市(n=20)	18	2	90%	7	13	35%	0	20	0%
児相設置市(n=2)	2	0	100%	1	1	50%	0	2	0%

②施設数・定員数・入所児童数

医療型障害児入所施設の施設数・定員数・入所児童数は以下の通り。

医療型障害児入所施設の施設数・定員数・入所児童数（平成30年3月1日現在）（単数回答）

	医療型障害児入所施設								
	重症心身障害児施設			肢体不自由児施設			自閉症児施設		
	施設数	定員数	入所児童数	施設数	定員数	入所児童数	施設数	定員数	入所児童数
都道府県(n=47)	153	15,563	2,749	35	2,084	697	2	47	19
政令市(n=20)	26	2,731	515	10	576	249	0	0	0
児相設置市(n=2)	4	265	14	1	40	11	0	0	0

※重症心身障害児施設は、定員数は児者一貫の定員数であるのに対し、入所児童数は児童の数だけである。

2. 障害児支援担当部署における児童間で発生する各種問題等を把握できる仕組み等

障害児支援担当部署における児童間で発生する各種問題等を把握できる仕組みの有無をみると、都道府県、政令市については9割前後の自治体が仕組みを整備している。

仕組みを整備している自治体の回答（児童間で発生する各種問題等の把握状況および把握方法）をみると、都道府県、政令市いずれにおいても「定期的な書面報告の義務や調査はないが、随時個別に問題の発生状況を把握している（事故報告等）（都道府県31件、政令市10件）」、「問題発生時に、施設からの報告を義務付けている（都道府県14件、政令市11件）」の回答数が多い。

障害児支援担当部署における児童間で発生する各種問題等を把握できる仕組み等

（①は単数回答、②は複数回答）

	①児童間で発生する各種問題等を把握できる仕組みの有無(SA)				②児童間で発生する各種問題等の把握状況および把握方法(MA)					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
	あり	なし (今後作る予定あり)	なし (今後作る予定なし)	なし (未定)	問題発生時に、施設からの報告を義務付けている	全施設向けに、問題の発生件数、内容を含む定期的な書面報告を義務付けている	定期的な書面報告の義務はないが、全施設向けに、アンケートまたは聞き取り調査を実施している	定期的な書面報告の義務や調査はないが、随時個別に問題の発生状況を把握している(事故報告等)	被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況の届出時に、職員からの虐待案件として把握している	その他
都道府県 (n=47)	41 87.2%	1 2.1%	2 4.3%	3 6.4%	14 34.1%		1 2.4%	31 75.6%	3 7.3%	1 2.4%
政令市 (n=20)	18 90.0%			2 10.0%	11 61.1%			10 55.6%		1 5.6%
児相設置市 (n=2)	1 50.0%			1 50.0%	1 100.0%					

※②の構成比:①で「あり」と回答した自治体数を母数とした場合の構成比。

3. 平成 29 年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況等

※書面等での正式な報告があったものに限らず、回答自治体で問題発生を把握している場合の回答。

本調査における「児童間で発生する各種問題等」に関する定義（調査票の説明から抜粋）

※本調査票における「児童間で発生する各種問題等」とは、施設に入所している子ども間で発生する以下のような問題をとします。

- ・性的な問題 （直接接触、非接触（被写体にされた、性行為の目撃など）、
売春・援助交際の強要、被害内容不明のままの被害など）
- ・暴力の問題 （殴る、蹴る、明らかな傷害を生じさせる行為など）
- ・心理的な問題 （言葉や態度による脅かし、脅迫、支配的な関わりを行うなど）、
- ・いじめを含む。

※本調査票における「児童間で発生する各種問題等」では、入所している児童間で生じた問題のみを対象とします。入所している児童と入所児童以外の人の間で生じる出来事は含めずご回答ください。

※平成 29 年度内に発生した件数についてご回答ください。（貴自治体が把握した時期は問いません）

（1）平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況

平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況をみると、都道府県では「性的な問題」が18自治体、「暴力の問題」が13自治体、「心理的な問題」が8自治体となっている。

政令市では、「性的な問題」が、「暴力の問題」が10自治体、「心理的な問題」が9自治体で、「暴力の問題」及び「性的な問題」を把握している割合が5割前後となっている。

児相設置市の場合、いずれの問題も把握していない。

平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況（全体）（単数回答）

	性的な問題		暴力の問題		心理的な問題	
	把握していない	把握している	把握していない	把握している	把握していない	把握している
都道府県計 (n=47)	29 61.7%	18 38.3%	34 72.3%	13 27.7%	39 83.0%	8 17.0%
政令市計 (n=20)	11 55.0%	9 45.0%	10 50.0%	10 50.0%	17 85.0%	3 15.0%
児相設置市計 (n=2)	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%

(2) 平成29年度に児童間で発生した各種問題に関わった事例件数・児童数（加害児童、被害児童）

「(1) 平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況」で「把握している」と回答した自治体による、平成29年度に児童間で発生した各種問題に関わった事例件数をみると、都道府県では「性的な問題」が40件、「暴力の問題」が71件、「心理的な問題」が56件で、「暴力の問題」を把握している件数が最も多くなっている。

政令市では、「性的な問題」が17件、「暴力の問題」が15件、「心理的な問題」が1件で、「性的な問題」と「暴力の問題」の把握件数がほぼ同数となっている。

各種問題に関わった児童数（加害児童、被害児童）をみると、都道府県、政令市いずれにおいても、加害児童数と比較して被害児童数が多い（政令市の「心理的な問題」を除く）。

平成29年度に児童間で発生した各種問題に関わった事例件数・児童数（加害児童、被害児童）（数字）

※「(1) 平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況」で「把握している」と回答した自治体の回答を集計

	性的な問題			暴力の問題			心理的な問題		
	事例件数	加害児童数 (人)	被害児童数 (人)	事例件数	加害児童数 (人)	被害児童数 (人)	事例件数	加害児童数 (人)	被害児童数 (人)
都道府県計 (n=47)	40	34	47	71	23	31	56	7	22
政令市計 (n=20)	17	14	15	15	15	16	1	1	1

(3) 平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況等（問題別整理）

①平成29年度に児童間で発生した性的な問題

平成29年度に児童間で発生した性的な問題に関する把握状況及び各種問題に関わった事例件数・児童数（加害児童、被害児童）は以下の通り。

平成29年度に児童間で発生した性的な問題に関する把握状況及び各種問題に関わった事例件数・児童数（加害児童、被害児童）

※「把握状況」は単数回答。（単位：自治体数）。

※事例件数・児童数（加害児童、被害児童）は該当する数字を記入。

	児童間で発生した性的な問題				
	把握していない	把握している	事例件数	加害児童数 (人)	被害児童数 (人)
都道府県計 (n=47)	29 61.7%	18 38.3%	40	34	47
政令市計 (n=20)	11 55.0%	9 45.0%	17	14	15

②平成29年度に児童間で暴力の問題

平成29年度に児童間で発生した暴力の問題に関する把握状況及び各種問題に関わった事例件数・児童数（加害児童、被害児童）は以下の通り。

平成29年度に児童間で発生した暴力の問題に関する把握状況及び各種問題に関わった事例件数・児童数（加害児童、被害児童）

※「把握状況」は単数回答。（単位：自治体数）。

※事例件数・児童数（加害児童、被害児童）は該当する数字を記入。

	暴力の問題				
	把握していない	把握している	事例件数	加害児童数 (人)	被害児童数 (人)
都道府県計 (n=47)	34 72.3%	13 27.7%	71	23	31
政令市計 (n=20)	10 50.0%	10 50.0%	15	15	16

③平成29年度に児童間で心理的な問題

平成29年度に児童間で発生した心理的な問題に関する把握状況及び各種問題に関わった事例件数・児童数（加害児童、被害児童）は以下の通り。

平成29年度に児童間で発生した心理的な問題に関する把握状況及び各種問題に関わった事例件数・児童数（加害児童、被害児童）

※「把握状況」は単数回答。（単位：自治体数）。

※事例件数・児童数（加害児童、被害児童）は該当する数字を記入。

	心理的な問題				
	把握していない	把握している	事例件数	加害児童数 (人)	被害児童数 (人)
都道府県計 (n=47)	39 83.0%	8 17.0%	56	7	22
政令市計 (n=20)	17 85.0%	3 15.0%	1	1	1

4. 児童間で発生する各種問題等に関して障害児支援担当部署で行っている予防等の取組

※児童相談所が行っているものは除く。

児童間で発生する各種問題等に関して障害児支援担当部署で行っている予防等の取組をみると、都道府県では24自治体が、政令市では7自治体が取組を実施していると回答した。児相設置市は未実施との回答だった。

実施している予防等の取組の内容をみると、都道府県では「施設の直接処遇職員を対象とした研修・スーパービジョンの実施（外部研修を含む）、または研修の受講支援（補助等）」及び「施設等の物理的環境の整備に関する助言」を実施しているのが8自治体で最多だった。

児童間で発生する各種問題等に関して障害児支援担当部署で行っている予防等の取組（複数回答）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	施設の直接処遇職員を対象とした研修・スーパービジョンの実施（外部研修を含む）、または研修の受講支援（補助等）	施設の管理職を対象とした性的な問題等に関する研修の実施（外部研修を含む）、または研修の受講支援（補助等）	児童相談所職員を対象とした研修の実施	子供間で生じる問題の対応や予防を目的とする専門チームや組織活動の実施	子供への啓発用チラシや資料の配布	「子どもの権利ノート」等を用いた子どもへの意識啓発	施設等の物理的環境の整備に関する助言	指針やガイドラインの作成・配布による支援手法、対応内容等の明確化	その他
実施している都道府県のみ (n=24)	8 33.3%	3 12.5%		1 4.2%	4 16.7%	2 8.3%	8 33.3%	2 8.3%	9 37.5%
実施している政令市のみ (n=7)		1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%		2 28.6%	2 28.6%		4 57.1%
実施している児相設置市のみ (n=0)									

5. 「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について（通知）」に基づいて行った新たな取組

※「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について（平成30年4月27日通知）」

「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について（平成30年4月27日通知）」に基づいて行った新たな取組をみると、都道府県では4自治体で「行った」と回答している。政令市及び児相設置市では未実施との回答だった。

「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について（通知）」に基づいて行った新たな取組（単数回答）

	1	2	3	4
	行った	行っていない		未定
		今後実施予定あり	今後実施予定なし	
都道府県 (n=47)	4 8.5%	3 6.4%	10 21.3%	30 63.8%
政令市 (n=20)		1 5.0%	5 25.0%	13 65.0%
児相設置市 (n=2)			1 50.0%	1 50.0%

Ⅲ 調査結果（児童間で発生する性的な問題）

※【本調査】の問3（2）「平成29年度に児童間で発生する各種問題等の把握件数、および当該問題に被害児童・被害児童として関わった児童の実人数」を問う設問①、②で「(i) 性的な問題」に関する把握状況のいずれかの欄で「2. 把握している」に1件でも件数を計上した方だけの回答。

1. 回答自治体数・回答事例数

回答自治体数は21、回答事例数は68だった。

以降2～6では回答事例数68をもとに、7では回答自治体数21をもとに回答内容を記載する。

事例回答自治体数	21
回答事例数	68

2. 通告・相談入手経路

通告・相談入手経路は「施設長・管理者層」が39件で最も件数が多かった。次いで、「施設職員（直接処遇職員）」（23件）、「児童相談所」（12件）、「被害児童本人」（11件）が続いている。

通告・相談入手経路（複数回答）

	回答数	割合
1. 被害児童本人	11	16.2%
2. 加害児童	2	2.9%
3. 同じ施設の入所児童	9	13.2%
4. 施設職員（直接処遇職員）	23	33.8%
5. 施設長・管理者層	39	57.4%
6. 4、5以外の施設職員	2	2.9%
7. 学校教職員	2	2.9%
8. 教育委員会	0	0.0%
9. 児童相談所	12	17.6%
10. その他	3	4.4%
11. 不明	0	0.0%

※割合は回答事例数68で割ったもの。

3. 当該事例が起きた施設

当該事例が起きた施設は、「福祉型障害児入所施設」が67件、「医療型障害児入所施設」が1件だった。

当該事例が起きた施設（数字）

1. 福祉型障害児入所施設	67	98.5%
2. 医療型障害児入所施設	1	1.5%

※割合は回答事例数 68 で割ったもの。

4. 被害児童に関する情報

※当該事例の被害児童1人ずつについての回答を整理（1事例に対して被害児童が複数人いた場合でも、1人ずつの回答。また、被害児童1人に対する加害児童の人数は問わない）。

※ここでは、当該事例の被害児童に関する情報が記載されている回答のみを整理したため、加害児童に関する情報が記載されているかどうかは問わない。

（1）被害児童の人数

被害児童の人数は68人（事例数と同じ）だった。

（2）性別

被害児童の性別は「男子」が48人、「女子」が19人、「不明」が1人だった。

性別（単数回答）

1. 男子	48	70.6%
2. 女子	19	27.9%
3. 不明	1	1.5%

※割合は被害児童数 68 人で割ったもの。

（3）年齢

被害児童の年齢は「12～14歳」が26人、「6～11歳」が20人、「15～17歳」が14人だった。

年齢（単数回答）

1. 5歳以下	1	1.5%
2. 6～11歳	20	29.4%
3. 12～14歳	26	38.2%
4. 15～17歳	14	20.6%
5. 18歳以上	2	2.9%
6. 不明	4	5.9%

※割合は被害児童数 68 人で割ったもの。

(4) 就学状況

被害児童の就学状況は「小中学校の特別支援学級」が22人、「特別支援学校小・中学部」が17人、「特別支援学校高等部」が9人の順で多かった。

就学状況（単数回答）

① 就学 前 児 童	1. 幼稚園	0	0.0%
	2. 保育所	0	0.0%
	3. 児童発達支援事業等療育機関	0	0.0%
	4. 園内訓練	1	1.5%
	5. その他	0	0.0%
	6. 不明	1	1.5%
	7. 該当なし	0	0.0%
② 義 務 教 育 年 齢 児 童	1. 訪問教育	0	0.0%
	2. 施設内分校・分教室	6	8.8%
	3. 特別支援学校小・中学部	17	25.0%
	4. 小中学校の特別支援学級	22	32.4%
	5. 小中学校の普通学級	1	1.5%
	6. その他	0	0.0%
	7. 不明	6	8.8%
	8. 該当なし	0	0.0%
③ 義 務 教 育 修 了 児 童	1. 訪問教育	0	0.0%
	2. 施設内分校・分教室	0	0.0%
	3. 特別支援学校高等部	9	13.2%
	4. 高等特別支援学校	2	2.9%
	5. 特別支援学校専攻科	0	0.0%
	6. 一般高校	0	0.0%
	7. その他	0	0.0%
	8. 不明	3	4.4%
	9. 該当なし	1	1.5%

※割合は被害児童数 68 人で割ったもの。

(5) 障害種別・程度

被害児童の障害種別・程度は、「知的（中軽度）」が45人で最も多かった。

障害種別・程度（複数回答）

①身体	1. 身体(肢体不自由・手帳1級)	0	0.0%
	2. 身体(肢体不自由・手帳2級)	0	0.0%
	3. 身体(視覚・手帳1級)	0	0.0%
	4. 身体(視覚・手帳2級)	0	0.0%
	5. 身体(聴覚・手帳1級)	0	0.0%
	6. 身体(聴覚・手帳2級)	1	1.5%
	7. その他	1	1.5%
	8. 不明	5	7.4%
	9. 該当なし	30	44.1%
②知的	1. 知的(最重度)	2	2.9%
	2. 知的(重度)	3	4.4%
	3. 知的(中軽度)	45	66.2%
	4. 不所持	0	0.0%
	5. 不明	12	17.6%
	6. 該当なし	1	1.5%
③重複障害	1. 自閉症スペクトラム(広汎性発達障害、自閉症等)	6	8.8%
	2. 統合失調症	0	0.0%
	3. 気分障害	0	0.0%
	4. てんかん	1	1.5%
	5. その他	4	5.9%
	6. 不明	15	22.1%
	7. 該当なし	12	17.6%

※割合は被害児童数 68 人で割ったもの。

5. 加害児童に関する情報

※当該事例に対する加害児童についての回答を整理。

※ここでは、当該事例の加害児童に関する情報が記載されている回答のみを整理したため、被害児童に関する情報が記載されているかどうかは問わない。

(1) 加害児童の人数

被害児童の人数68人に対して、加害児童の人数は80人だった。

(2) 性別

加害児童の性別は「男子」が72人、「女子」が4人、「不明」が1人だった。

性別（単数回答）

1. 男子	72	90.0%
2. 女子	4	5.0%
3. 不明	1	1.3%

※割合は加害児童数 80 人で割ったもの。

(2) 年齢

加害児童の年齢は「15～17歳」が34人、「12～14歳」が28人、「6～11歳」が11人だった。

年齢（単数回答）

1. 5歳以下	0	0.0%
2. 6～11歳	11	13.8%
3. 12～14歳	28	35.0%
4. 15～17歳	34	42.5%
5. 18歳以上	5	6.3%
6. 不明	1	1.3%

※割合は加害児童数 80 人で割ったもの。

(3) 就学状況

加害児童の就学状況は「特別支援学校小・中学部」及び「特別支援学校高等部」が24人、「小中学校の特別支援学級」が12の順で多かった。

就学状況（単数回答）

① 就学 前 児 童	1. 幼稚園	0	0.0%
	2. 保育所	0	0.0%
	3. 児童発達支援事業等療育機関	0	0.0%
	4. 園内訓練	0	0.0%
	5. その他	0	0.0%
	6. 不明	0	0.0%
	7. 該当なし	0	0.0%
② 義 務 教 育 年 齢 児 童	1. 訪問教育	0	0.0%
	2. 施設内分校・分教室	5	6.3%
	3. 特別支援学校小・中学部	24	30.0%
	4. 小中学校の特別支援学級	12	15.0%
	5. 小中学校の普通学級	0	0.0%
	6. その他	0	0.0%
	7. 不明	8	10.0%
	8. 該当なし	0	0.0%
③ 義 務 教 育 修 了 児 童	1. 訪問教育	0	0.0%
	2. 施設内分校・分教室	0	0.0%
	3. 特別支援学校高等部	24	30.0%
	4. 高等特別支援学校	0	0.0%
	5. 特別支援学校専攻科	0	0.0%
	6. 一般高校	0	0.0%
	7. その他	2	2.5%
	8. 不明	4	5.0%
	9. 該当なし	0	0.0%

※割合は加害児童数 80 人で割ったもの。

(4) 障害種別・程度

加害児童の障害種別・程度は、「知的（中軽度）」が56人で最も多かった。また、いずれの障害においても「不明」の件数が多い。

障害種別・程度（複数回答）

①身体	1. 身体(肢体不自由・手帳1級)	0	0.0%
	2. 身体(肢体不自由・手帳2級)	0	0.0%
	3. 身体(視覚・手帳1級)	0	0.0%
	4. 身体(視覚・手帳2級)	0	0.0%
	5. 身体(聴覚・手帳1級)	0	0.0%
	6. 身体(聴覚・手帳2級)	0	0.0%
	7. その他	0	0.0%
	8. 不明	11	13.8%
	9. 該当なし	27	33.8%
②知的	1. 知的(最重度)	0	0.0%
	2. 知的(重度)	2	2.5%
	3. 知的(中軽度)	56	70.0%
	4. 不所持	0	0.0%
	5. 不明	17	21.3%
	6. 該当なし	1	1.3%
③重複障害	1. 自閉症スペクトラム(広汎性発達障害、自閉症等)	9	11.3%
	2. 統合失調症	0	0.0%
	3. 気分障害	0	0.0%
	4. てんかん	1	1.3%
	5. その他	5	6.3%
	6. 不明	20	25.0%
	7. 該当なし	14	17.5%

※割合は加害児童数 80 人で割ったもの。

6. 児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応

(1) 児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応の有無

児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応については、全ての事例で「あり（対応がなされた）」だった。

児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応の有無（単数回答）

1. あり	68	100.0%
2. なし	0	0.0%
3. 不明	0	0.0%

※割合は回答事例数 68 で割ったもの。

【(1) で「1. あり」と回答した方のみ】

(2) 児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応内容

児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応内容をみると、問題への即時の対応として「被害児童からの聞き取り」(65件)及び「加害児童からの聞き取り」(64件)がほぼすべての事例でなされており、「加害児童への注意・指導」(58件)もなされていた。

また、再発防止に向けた取組としては「性＝生教育の実施」(38件)、「施設等の物理的環境の整備」(28件)、「施設の直接処遇職員を対象とした研修・スーパービジョンの実施(外部研修を含む)、または研修の受講支援(補助等)」(18件)がなされていた。

児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応内容(複数回答)

1. 被害児童からの聞き取り	65	95.6%
2. 加害児童からの聞き取り	64	94.1%
3. 他の児童からの聞き取り(1、2の児童間で起きた問題の内容について)	20	29.4%
4. 他の児童からの聞き取り(他の児童も被害にあっていないかについて)	27	39.7%
5. 当該被害児童や他の被害児童の措置変更や一時保護	17	25.0%
6. 当該被害児童や他の被害児童の医療機関受診のための条件整備	6	8.8%
7. 加害児童への注意・指導	58	85.3%
8. 加害児童の措置変更	18	26.5%
9. 無断で他人の個室に入らない等再発防止に向けたルール化の共有	21	30.9%
10. 個々の児童への担当者の配置・変更	2	2.9%
11. 性＝生教育の実施	38	55.9%
12. 児童が相談できる窓口の周知	5	7.4%
13. 子供への啓発用チラシや資料の配布	2	2.9%
14. 「子どもの権利ノート」等を用いた子どもへの人権啓発	3	4.4%
15. 施設の直接処遇職員を対象とした研修・スーパービジョンの実施(外部研修を含む)、または研修の受講支援(補助等)	18	26.5%
16. 施設の管理職を対象とした児童間で発生する性的な問題に関する研修の実施(外部研修を含む)、または研修の受講支援(補助等)	12	17.6%
17. 児童相談所職員を対象とした研修の実施	1	1.5%
18. 児童間で発生する性的な問題への対応や予防を目的とする専門チームや組織活動の実施	5	7.4%
19. 施設等の物理的環境の整備	28	41.2%
20. 指針やガイドラインの作成・配布による支援手法、対応内容等の明確化	3	4.4%
21. その他[9	13.2%

※割合は回答事例数 68 で割ったもの。

7. 児童間で発生する性的な問題に関して事例回答自治体を感じている課題

事例回答自治体数

21

児童間で発生する性的な問題に関して事例回答自治体を感じている課題をみると、「児童間で発生する性的な問題に関するマニュアル等が整備されていない」及び「施設職員の児童間で発生する性的な問題に関する問題予防・発生時対応のスキルが十分でない」がいずれも12件で最も多かった。

児童間で発生する性的な問題に関して貴自治体を感じている課題（複数回答）

1. 発生件数等、実態把握を行う仕組みがない	4	19.0%
2. 実態把握を行う仕組みがあるが、正確に把握できないケースが生じる懸念がある	8	38.1%
3. 児童間で発生する性的な問題に関するマニュアル等が整備されていない	12	57.1%
4. 児童間で発生する性的な問題を予防するための児童相談所の取組が十分でない	6	28.6%
5. 児童間で発生する性的な問題を解決するための児童相談所の取組が十分でない	5	23.8%
6. 施設職員の児童間で発生する性的な問題に関する問題予防・発生時対応のスキルが十分でない	12	57.1%
7. その他[3	14.3%
8. 特になし	0	0.0%

※割合は事例回答自治体数21で割ったもの。

8. クロス集計（参考）

※回答68事例の中から、被害児童・加害児童の両方で性別・年齢に不明がない54事例を対象にクロス集計を実施。

（1）加害児童の性別・人数別にみた被害児童数（54事例）

被害児童・加害児童の両方とも、人数・性別・年齢に不明がないデータのみを対象（54事例）として、どのような組み合わせで性的な問題がなされているかについて事例ごとにクロス集計をとって確認したところ、「男子から男子に対してなされている事例」の件数が54事例中40事例（被害児童数40人。以下同じ。）を占めていた。

内訳としては、「男子1人から男子1人」に対してなされた事例が29事例（29人）で最も多く、次いで「男子1人から女子1人」に対してなされた事例が10事例（10人）、「男子2人から男子1人」に対してなされた事例が8事例（8人）と、ほぼ同数だった。

※本調査では、被害児童1人ずつの回答を依頼したため、実際には複数の被害児童がいる事例があることも考えられる。

加害児童の性別・人数別にみた被害事例・児童数（54事例）

			被害児童(SA)		
			男子1人	女子1人	合計
		単純集計値	41	13	54
加害児童	男子1人	39	29	10	39
	男子2人	10	8	2	10
	男子3人	1	1		1
	男子4人	1	1		1
	女子1人	2	1	1	2
	男1・女1	1	1		1
	合計	54	41	13	54
加害児童	男子1人	72.2%	53.7%	18.5%	72.2%
	男子2人	18.5%	14.8%	3.7%	18.5%
	男子3人	1.9%	1.9%		1.9%
	男子4人	1.9%	1.9%		1.9%
	女子1人	3.7%	1.9%	1.9%	3.7%
	男1・女1	1.9%	1.9%		1.9%
	合計	100.0%	75.9%	24.1%	100.0%

※割合は被害児童・加害児童の両方で人数・性別・年齢に不明がない54事例・被害児童数で割ったもの。

(2) 加害児童の年齢別でみた被害児童数

(1)と同様に、被害児童・加害児童の両方とも、人数・性別・年齢に不明がないデータのみを対象(54事例)として、どのような組み合わせで性的な問題がなされているかについて加害児童(70人)の年齢別にクロス集計をとって確認したところ、加害児童が「15～17歳」が31人で最も多く、次いで「12～14歳」が25人と続いていた。一方、被害児童は「12～14歳」が21人、「6～11歳」が16人、「15～17歳」が14人の順に多かった。

最も多かった組み合わせは「加害児童15～17歳から被害児童12～14歳」に対してなされた事例16人(加害児童数)だった。

※本調査では、被害児童1人ずつの回答を依頼したため、実際には複数の被害児童がいる事例があることも考えられる。

加害児童の年齢別でみた被害児童数

(人)

		被害児童(SA)						
		1. 5歳以下	2. 6～11歳	3. 12～14歳	4. 15～17歳	5. 18歳以上	合計	
		単純集計値	1	16	21	14	2	54
加害児童 (MA)	1. 5歳以下	0						
	2. 6～11歳	9	1	2	6			9
	3. 12～14歳	25		8	9	8		25
	4. 15～17歳	31		8	16	7		31
	5. 18歳以上	5		1		2	2	5
	合計	70	1	19	31	17	2	70
加害児童 (MA)	1. 5歳以下	0.0%						
	2. 6～11歳	12.9%	1.4%	2.9%	8.6%			12.9%
	3. 12～14歳	35.7%		11.4%	12.9%	11.4%		35.7%
	4. 15～17歳	44.3%		11.4%	22.9%	10.0%		44.3%
	5. 18歳以上	7.1%		1.4%		2.9%	2.9%	7.1%
	合計	100.0%	1.4%	27.1%	44.3%	24.3%	2.9%	100.0%

※割合は被害児童・加害児童の両方で人数・性別・年齢に不明がない54事例で割ったもの。

9. 本調査結果のまとめ

(1) 児童間で発生する各種問題等を把握及び対応するための仕組みの検討が必要

都道府県・政令市・児相設置市の障害児支援担当部署における児童間で発生する各種問題等を把握できる仕組みの有無については、都道府県、政令市の9割前後が仕組みを整備していることを確認できた。

また、仕組みを整備している自治体の回答（児童間で発生する各種問題等の把握状況および把握方法）をみると、都道府県、政令市いずれにおいても「定期的な書面報告の義務や調査はないが、随時個別に問題の発生状況を把握している（事故報告等）（都道府県31件、政令市10件）」、「問題発生時に、施設からの報告を義務付けている（都道府県14件、政令市11件）」の回答数が多かった。（p. 4）

以上のことから、児童間で発生する各種問題等は、施設等が「事故」として認識した場合のみ、施設を所管する自治体に当該問題等を報告するという現状にあるのではないかと考えられる。

上記を踏まえ、平成29年度に児童間で発生した各種問題等の把握状況をみると、都道府県では「性的な問題」が18自治体、「暴力の問題」が13自治体、「心理的な問題」が8自治体となっている。政令市では、「性的な問題」が、「暴力の問題」が10自治体、「心理的な問題」が9自治体で、「暴力の問題」及び「性的な問題」を把握している割合が5割前後となっている。児相設置市の場合、いずれの問題も把握していない。（p. 5）

今回、初めて当問題に関する実態把握調査を実施したため、該当する年度内に当問題が発生していないことも考えられるが、施設側が当問題等を「事故」と認識した場合に、施設を所管する自治体に当該問題等を報告する現状にあることを踏まえると、今後は当問題に関して以下のような検討を加えることが重要と考える。

- ・児童間で発生する各種問題等を把握するための仕組み（報告内容（どのような状態であれば報告するか、「被措置児童等虐待（施設内における職員から児童への虐待）」とどのように整理するか）
- ・報告方法（事故としての報告か、児童間で発生する各種問題等として独立させての報告を求めるか等）

同時に、把握した場合の対応についての検討も同様である。

(2) 児童間で発生する各種問題等に関する予防等の取組についても必要

児童間で発生する各種問題等に関して障害児支援担当部署で行っている予防等の取組をみると、都道府県では24自治体が、政令市では7自治体が取組を実施していると回答した。児相設置市は未実施との回答だった。

実施している予防等の取組内容をみると、都道府県では「施設の直接処遇職員を対象とした研修・スーパービジョンの実施（外部研修を含む）、または研修の受講支援（補助等）」及び「施設等の物理的環境の整備に関する助言」を実施しているのが8自治体で最多だった。（p. 8）

今後は、すでに児童間で発生する各種問題等に関して予防等の取組を行っている自治体の事例とその効果を整理し、参考にしながら、「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について（平成30年4月27日通知）」の内容の実効性を高めるために、具体的な予防策の検討も行われることが必要であると考えられる。

(3) 正確な情報収集や要因分析の手法、それらの結果にもとづいた再発防止策の検討が必要

今回、「平成29年度に児童間で発生する各種問題等の把握件数、および当該問題に加害児童・被害児童として関わった児童の実人数」を問う設問で「性的な問題」について「把握している」と回答した自治体の回答を集計したところ、回答自治体数は21、回答事例数は68だった。(p. 10)

その中で、被害児童・加害児童の両方とも、人数・性別・年齢に不明がないデータのみを対象(54事例)として、どのような組み合わせで性的な問題がなされているかについて事例ごとにクロス集計をとって確認したところ、「男子から男子に対してなされている事例」の件数が54事例中40事例(被害児童数40人)を占めていた。(p. 19)

今回、障害児入所施設に入所している子ども間で生じている問題に、初めて焦点を当て調査を行った。しかし、本研究の限界として、今回の調査は個別事例を把握することが目的ではなかったため、回答された事例の詳細を深掘りすることは難しい。そのため今回の結果は、障害児入所施設の一側面を表したに過ぎないことを強調したい。

今後、児童間で発生する問題の予防、及び再発防止を推進していくためには、被害児童・加害児童に関する正確な情報収集と収集した情報にもとづく問題発生要因の分析が不可欠である。そして、児童間で発生する問題を把握し、対応する仕組み及び予防策の検討が重ねられる過程においては、正確な情報収集や要因分析の手法、それらの結果にもとづいた再発防止策の検討(特に、被害児童・加害児童や施設の状況・環境に応じた再発防止策)を行うことを目的に、今回の調査で上記の結果が生じた背景にも検討を加えることで、より望ましい策を検討できると考えられる。今後は以上のようなことを考慮した、より総合的な検討がなされることを期待したい。

Ⅲ 参考資料

(1)「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について（平成30年4月27日）」

子家発0427第1号
障障発0427第1号
平成30年4月27日

各（都道府県
指定都市
児童相談所設置市） 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について

児童養護施設等（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び一時保護所並びに障害児入所施設をいう。以下同じ。）は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければならない。このため、入所する子ども間の性的暴力等の事案を未然に防止することがまずは重要である。その上で、万が一そうした事案が発生した場合には適切な対応をとることが必要であるため、今般、各施設における相談支援等の対応について下記のとおりお示しするので、管内の児童養護施設等その他関係機関に対し周知・徹底を図られたい。

あわせて、本通知に示す対応等については里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等においても適切に取り組んでいただくこととし、子どもの権利擁護が図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 発生防止のための取組

児童養護施設等には、保護者から虐待等を受けたことを背景に、他者との適切な関係を構築しにくい子どもが一定数入所している。このため、子ども間の性的暴力等の事案

が生じないようにするには、常口頃から、施設職員が子どもの様子を見守り、子ども同士の関係にも十分配慮しつつ、子どもの変化への気づきの感度を高めて、適切に働きかけることが必要である。

また、施設全体で取り組むことが重要であり、子どもと接する際には、施設長を含め施設職員と子どもとの1対1の会話の機会を積極的に作る等により、子どもの気持ちを受け止め、真摯に向き合って対応するとともに、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を施設職員が模範となって示し、他者の権利を守ることの大切さを子どもが理解するよう促していくことが求められる。

2. 児童養護施設等における子ども間の性的暴力等の事案への対応

児童養護施設等に入所する子どもの権利擁護については、児童福祉法による被措置児童等虐待の防止等や、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第14条の3による苦情受付窓口の設置、職員以外の者の関与といった対応等の取組を行っているところである。

子ども間の性的暴力等の事案を施設職員が放置することは、児童福祉法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられる。

このため、子ども間の性的暴力等の事案への対応については、現行の被措置児童等虐待対応や施設職員以外の者の関与等の仕組みの中で、子どもから都道府県担当課やその他の窓口安心して相談できるよう、各施設において子どもへの周知・説明に関する取組を改めて行うことについて、管内の児童養護施設等に対し周知徹底を図る必要がある。

3. 子どもへの周知・説明に関する取組例

子ども間の性的暴力等の被害に遭った子どもが安心して相談しやすい環境を整えることが重要である。特に性的暴力についての相談は、子どもが消極的になることが考えられ、さらに同じ施設の子どもからの性的暴力の場合には、より一層相談が遅れたり、施設の職員には話しぶらいといった状況が考えられるため、丁寧な周知や説明が必要である。

このため、以下の取組例を参考として、必要な情報が子どもに直接届く周知方法の検証を行い、取組の徹底を図ることが必要である。

（取組例）

- 入所の際に配付している「子どもの権利ノート」の内容について、改めて子どもに説明すること。
- 所管の児童相談所の担当児童福祉司や都道府県担当課その他相談機関等の連絡先を記載した個人カードやリーフレットを作成し、個別に配付すること。
- 「意見箱」を設置すること。
- 子どもが生活する場に、施設以外で相談対応する連絡先（都道府県担当課、第三者委員等）を記載した「掲示物」（参考例参照）を子どもに見やすく掲示すること。その際、連絡先については窓口を明確にする等により、子どもが躊躇せずに連絡できるよう配慮に努めること。

ここに示した取組例を踏まえ、都道府県や入所する子どもの年齢や障害等各施設の状況に応じて適切な方法で子どもに直接届く周知方法について工夫するよう努めていただきたい。

また、これらの対応について、定期的に子どもの意見を聞く等により検証し、必要な見直し等の実施をお願いする。

なお、これらの取組を実施する際は、子どもに対し、あらかじめその趣旨や具体的な内容について年齢等に応じた理解を促すため、懇切丁寧に個別に説明を行う必要がある。

4. 取組状況のフォローアップ

本通知後に児童養護施設等において実施された具体的な取組については、追って把握させていただき予定としているので、予めご承知おきいただきたい。

おなじ施設で暮らす人から いやなことをされたら

人のからだを
さわろう命令
された



からだを
さわられて
イヤな気持ち

叩いたり
けったりされる

話を聞いて
くれるところ

〇〇県〇〇課 〇〇〇〇担当
TEL — —

ほかにもこんな人が話を聞いてくれたり、いっしょに考えてくれます。

施設の人(苦情解決の担当)


(さん)

第三者委員の人 (TEL — —)


(さん)


(さん)

※ あなたを担当する児童相談所の人にお話しすることもできます (☺ に写真か似顔絵を貼付する)

(2) 調査票

①依頼文

「障害児入所施設に入所する児童に関する問題に係る調査」ご協力をお願い

都道府県・政令市・児童相談所設置市
障害児支援ご担当部署 担当課長様

このたび、全国の障害児入所施設で起きている、入所児童間で生じる性的な問題等について、今後の取組方策を検討することを目的に、当施設に入所する児童間で発生する問題等に関する実態把握を目的とした調査を実施します。
つきましては、ご多用の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

《回答方法》

- 本調査票は、貴部署の担当課長、または担当課長が指定された方にご記入をお願いいたします。
- 特に指定のない限り、平成30年3月1日現在の情報をご記入ください。
- 本調査票は「本調査」と「事例調査」に分かれています。本調査でご回答いただいた設問に該当する方は、「事例調査」へのご回答もお願いいたします。なお「事例調査」は被害児童1人ごとに1シートをご記入いただくつくりとなっています。
- ご回答は設問をお読みいただき、数字記入欄に数字を入れていただいたり、自由回答へのご記入をお願いいたします。
- 調査票はメールにて、平成31年1月25日（金）までにご返送をお願いいたします。

《調査に関するお問い合わせ》

厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室
TEL：03-5253-1111（内線3102、3037）

《公表方法》

いただいたご回答は統計的な処理を行ったうえで報告書としてとりまとめ、当室資料としての活用を予定しております。また、調査集計機関（一般財団法人 日本総合研究所）が実施する厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害者虐待の未然防止等に関する研究事業」における報告書の一部別冊資料として、当機関HPでの公表を予定しております。

②本調査

障害児入所施設に入所する児童に関する問題に係る調査

問1. ご回答者様について

(1) 貴自治体の名称

①自治体区分について、当てはまるもの一つを選び、回答欄に番号をご記入ください

回答欄

1. 都道府県 2. 政令市 3. 児童相談所設置市

→

②自治体名をご記入ください。

→

(2) ご回答者様のお名前(ご回答内容の照会時等に利用させていただきます)

お名前をご記入ください。

→

問2. 管轄内の障害児入所施設について(平成30年3月1日現在)

施設種別ごとに(1)施設数、(2)定員数、(3)入所児童数について太枠内にご回答ください。

施設種別	(旧体系)	(1)施設数	(2)定員数	(3)入所児童数
1. 福祉型障害児入所施設	知的障害児入所施設			
2. 福祉型障害児入所施設	自閉症児施設			
3. 福祉型障害児入所施設	盲ろうあ施設			
4. 福祉型障害児入所施設	肢体不自由児施設			
5. 医療型障害児入所施設	重症心身障害児施設			
6. 医療型障害児入所施設	肢体不自由児施設			
7. 医療型障害児入所施設	自閉症児施設			

問3. 児童間で発生する各種問題等について

※本調査票における「児童間で発生する各種問題等」とは、

施設に入所している子ども間で発生する以下のような問題をとします。

- ・性的な問題 (直接接触、非接触(被写体にされた、性行為の目撃など)、売春・援助交際の強要、被害内容不明のままの被害など)
- ・暴力の問題 (殴る、蹴る、明らかな傷害を生じさせる行為など)
- ・心理的な問題 (言葉や態度による脅かし、脅迫、支配的な関わりを行うなど)、
- ・いじめを含む。

※本調査票における「児童間で発生する各種問題等」では、入所している児童間で生じた問題のみを対象とします。入所している児童と入所児童以外の人の間で生じる出来事は含めずご回答ください。

※平成29年度内に発生した件数についてご回答ください。
(貴自治体が把握した時期は問いません)

(1) 貴部署における児童間で発生する各種問題等を把握できる仕組みについて

① 児童間で発生する各種問題等を把握できる仕組みの有無(一つだけ回答)

1. あり	2. なし (今後作る予定あり)
3. なし (今後作る予定なし)	4. なし (未定)

→

【(1)①で「1. あり」と回答した方のみ】

② 児童間で発生する各種問題等の把握状況および把握方法(複数回答可)

1. 問題発生時に、施設からの報告を義務付けている
2. 全施設向けに、問題の発生件数、内容を含む定期的な書面報告を義務付けている
3. 定期的な書面報告の義務はないが、全施設向けに、アンケートまたは聞き取り調査を実施している
4. 定期的な書面報告の義務や調査はないが、随時個別に問題の発生状況を把握している(事故報告等)
5. 被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況の届出時に、職員からの虐待案件として把握している
6. その他 [<input type="text"/>]

↓

<input type="checkbox"/>					
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

(左詰めでご回答ください)

【全員の方がご回答ください】

(2) 貴部署で、平成29年度に児童間で発生する各種問題等の把握件数、および当該問題に加害児童・被害児童として関わった児童の実人数をご記入ください。

※書面等での正式な報告があったものに限らず、貴自治体で問題発生を把握している全件数についてご回答ください。

① 児童間で発生する各種問題等の把握件数

※複数の問題が含まれるケースがある場合、その両方に件数を計上してください。

問題の種類	(i) 把握状況(一つ回答)		(ii) 件数		
1. 性的な問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	件
2. 暴力の問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	件
3. 心理的な問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	件
4. 上記1～3の総数			(2. 把握している方)	→	件

②-1. 【(2)①(i)の1～3のいずれか1つに「2. 把握している」と回答した方の

児童間で発生する各種問題等に関わった加害児童の実人数

※複数の問題が含まれるケースがある場合、その両方に件数を計上してください。

問題の種類	(i) 把握状況(一つ回答)		(ii) 加害児童数		
1. 性的な問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	人
2. 暴力の問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	人
3. 心理的な問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	人
4. 上記1～3の総数			(2. 把握している方)	→	件

②-2. 【(2)①(i)の1～3のいずれか1つに「2. 把握している」と回答した方の

児童間で発生する各種問題等に関わった被害児童の実人数

※複数の問題が含まれるケースがある場合、その両方に件数を計上してください。

問題の種類	(i) 把握状況(一つ回答)		(ii) 被害児童数		
1. 性的な問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	人
2. 暴力の問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	人
3. 心理的な問題	1. 把握していない 2. 把握している	→	(2. 把握している方)	→	人
4. 上記1～3の総数			(2. 把握している方)	→	件

※問3(2)①、②の(i)把握状況にすべて「1. 把握していない」とご回答された方は、以上で終了です。

お忙しいなか、本調査にご協力いただき、
ありがとうございました。

※問3(2)①、②の(i)把握状況のいずれかの欄で「2. 把握している」に1件でも件数を計上いただいた方は、【児童間で発生する性的問題に関する事例調査】(別シート)にもご回答ください。

③事例調査

【児童間で発生する性的な問題に関する事例調査1】

※このシートでは、【本調査】の問3(2)①、②の(i)把握状況のいずれかの欄で「2. 把握している」に1件でも件数を計上いただいた方のみご回答ください。

※このシートでは、性的な問題の被害児童1人ごとにご回答ください。

※被害児童のシート数は、最大10人分まで作成しています。被害児童数を10人以上把握されていて記入列が不足する場合は、お問い合わせください。

問1 通告・相談入手経路について、当てはまるもの全てに1を入力してください。
(複数回答可)

	回答欄
1. 被害児童本人	
2. 加害児童	
3. 同じ施設の入所児童	
4. 施設職員(直接処遇職員)	
5. 施設長・管理者層	
6. 4、5以外の施設職員	
7. 学校教職員	
8. 教育委員会	
9. 児童相談所	
10. その他{当てはまる場合は回答欄に1を入力し、下記に具体的にご記入ください}	
具体的に[]	
11. 不明	

問2 当該事例が起きた施設について、当てはまる施設種別に1を入力し、定員をご回答ください

1. 福祉型障害児入所施設	<input type="text"/>	(1の場合)→	定員	<input type="text"/>	名
2. 医療型障害児入所施設	<input type="text"/>	(1の場合)→	定員	<input type="text"/>	名

問3 被害児童に関する情報(当該事例の被害児童1人についてご回答ください)

(1)性別 ※当てはまるもの一つだけに1を入力してください	1. 男子		
	2. 女子		
	3. 不明		
(2)年齢 ※当てはまるもの一つだけに1を入力してください	1. 5歳以下		
	2. 6～11歳		
	3. 12～14歳		
	4. 15～17歳		
	5. 18歳以上		
	6. 不明		
(3)就学状況 ※当てはまるもの一つだけに1を入力してください	①就学前児童	1. 幼稚園	
		2. 保育所	
		3. 児童発達支援事業等療育機関	
		4. 園内訓練	
		5. その他	
		6. 不明	
		7. 該当なし	
	②義務教育年齢児童	1. 訪問教育	
		2. 施設内分校・分教室	
		3. 特別支援学校小・中学部	
		4. 小中学校の特別支援学級	
		5. 小中学校の普通学級	
		6. その他	
		7. 不明	
		8. 該当なし	
	③義務教育修了児童	1. 訪問教育	
		2. 施設内分校・分教室	
		3. 特別支援学校高等部	
		4. 高等特別支援学校	
		5. 特別支援学校専攻科	
		6. 一般高校	
		7. その他	
		8. 不明	
		9. 該当なし	

<p>(4) 障害種別・程度</p> <p>※複数回答可 当てはまるもの全てに1を入力してください。</p>	①身体	1. 身体(肢体不自由・手帳1級)	
		2. 身体(肢体不自由・手帳2級)	
		3. 身体(視覚・手帳1級)	
		4. 身体(視覚・手帳2級)	
		5. 身体(聴覚・手帳1級)	
		6. 身体(聴覚・手帳2級)	
		7. その他	
		8. 不明	
		9. 該当なし	
	②知的	1. 知的(最重度)	
		2. 知的(重度)	
		3. 知的(中軽度)	
		4. 不所持	
		5. 不明	
		6. 該当なし	
	③重複障害	1. 自閉症スペクトラム(広汎性発達障害、自閉症等)	
		2. 統合失調症	
		3. 気分障害	
		4. てんかん	
		5. その他	
		6. 不明	
7. 該当なし			

問4 加害児童に関する情報(複数の加害児童がいる場合はその人数分ご回答ください)

(1)加害児童の人数			人
(2)性別 ※加害児童の人数分 当てはまるものに人数を入力し てください	1. 男子		人
	2. 女子		人
	3. 不明		人
	合計((1)加害児童の人数)	0	人
(3)年齢 ※加害児童の人数分 当てはまるものに人数を入力し てください	1. 5歳以下		人
	2. 6～11歳		人
	3. 12～14歳		人
	4. 15～17歳		人
	5. 18歳以上		人
	6. 不明		人
合計((1)加害児童の人数)		0	人
(4)就学状況 ※加害児童の 人数分 当てはまるもの に人数を入力し てください	① 就学 前 児 童	1. 幼稚園	人
		2. 保育所	人
		3. 児童発達支援事業等療育機関	人
		4. 園内訓練	人
		5. その他	人
		6. 不明	人
		7. 該当なし	人
	② 義 務 教 育 年 齢 児 童	1. 訪問教育	人
		2. 施設内分校・分教室	人
		3. 特別支援学校小・中学部	人
		4. 小中学校の特別支援学級	人
		5. 小中学校の普通学級	人
		6. その他	人
		7. 不明	人
		8. 該当なし	人
	③ 義 務 教 育 修 了 児 童	1. 訪問教育	人
		2. 施設内分校・分教室	人
		3. 特別支援学校高等部	人
		4. 高等特別支援学校	人
		5. 特別支援学校専攻科	人
		6. 一般高校	人
		7. その他	人
		8. 不明	人
		9. 該当なし	人
合計((1)加害児童の人数)		0	人

(5) 障害種別・程度 ※加害児童の人数分 当てはまるものに人数を入力してください	①身体	1. 身体(肢体不自由・手帳1級)	人
		2. 身体(肢体不自由・手帳2級)	人
		3. 身体(視覚・手帳1級)	人
		4. 身体(視覚・手帳2級)	人
		5. 身体(聴覚・手帳1級)	人
		6. 身体(聴覚・手帳2級)	人
		7. その他	人
		8. 不明	人
		9. 該当なし	人
	②知的	1. 知的(最重度)	人
		2. 知的(重度)	人
		3. 知的(中軽度)	人
		4. 不所持	人
		5. 不明	人
		6. 該当なし	人
	③重複障害	1. 自閉症スペクトラム(広汎性発達障害、自閉症等)	人
		2. 統合失調症	人
		3. 気分障害	人
		4. てんかん	人
		5. その他	人
		6. 不明	人
7. 該当なし		人	
合計((1)加害児童の人数)		0	

問5 児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応

(1)児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応の有無(一つだけに1を入力)

1. あり	
2. なし	
3. 不明	

【(1)で「1. あり」と回答した方のみ】

(2)児童間で発生する性的な問題が確認された後の施設の対応内容について、
当てはまるもの全てに1を入力してください。(複数回答可)

1. 被害児童からの聞き取り	
2. 加害児童からの聞き取り	
3. 他の児童からの聞き取り(1、2の児童間で起きた問題の内容について)	
4. 他の児童からの聞き取り(他の児童も被害にあっていないかについて)	
5. 当該被害児童や他の被害児童の措置変更や一時保護	
6. 当該被害児童や他の被害児童の医療機関受診のための条件整備	
7. 加害児童への注意・指導	
8. 加害児童の措置変更	
9. 無断で他人の個室に入らない等再発防止に向けたルール化の共有	
10. 個々の児童への担当者の配置・変更	
11. 性=生教育の実施	
12. 児童が相談できる窓口の周知	
13. 子供への啓発用チラシや資料の配布	
14. 「子どもの権利ノート」等を用いた子どもへの人権啓発	
15. 施設の直接処遇職員を対象とした研修・スーパービジョンの実施(外部研修を含む)、 または研修の受講支援(補助等)	
16. 施設の管理職を対象とした児童間で発生する性的な問題に関する研修の実施(外部研修を 含む)、または研修の受講支援(補助等)	
17. 児童相談所職員を対象とした研修の実施	
18. 児童間で発生する性的な問題への対応や予防を目的とする専門チームや組織活動の実施	
19. 施設等の物理的環境の整備	
20. 指針やガイドラインの作成・配布による支援手法、対応内容等の明確化	
21. その他 []	

※以下を参考に作成。

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・児童相談所設置市向け～」(平成21年3月,厚生労働省,p. 23-p. 24)
- ・「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」(平成28年3月,社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキング,p. 15-p. 20)
- ・「安心・安全なくらしのために～施設内での性問題行動の理解と支援～」(子どもの性の健康研究会,平成29年1月)

【全員の方がご回答ください】

問6 児童間で発生する性的な問題に関して貴自治体を感じている課題として当てはまるもの全てに1を入力してください。（複数回答可）

1. 発生件数等、実態把握を行う仕組みがない	
2. 実態把握を行う仕組みがあるが、正確に把握できないケースが生じる懸念がある	
3. 児童間で発生する性的な問題に関するマニュアル等が整備されていない	
4. 児童間で発生する性的な問題を予防するための児童相談所の取組が十分でない	
5. 児童間で発生する性的な問題を解決するための児童相談所の取組が十分でない	
6. 施設職員の児童間で発生する性的な問題に関する問題予防・発生時対応のスキルが十分でない	
7. その他[]
8. 特になし	

事例調査1は以上で終了です。
2事例目をご回答いただける方は
「事例調査2」シートにお進みください。

【以上でご回答終了の方】
お忙しいなか、本調査にご協力いただき、
ありがとうございました。

厚生労働省 平成 30 年度「障害者虐待の未然防止等に関する研究事業」

「障害児入所施設に入所する児童に関する問題等」の
アンケート調査結果報告書

平成 31（2019）年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所